

# 掛川市自治基本条例

## 【解 説】

平成24年12月21日  
掛 川 市

# 自治基本条例 目次

項目		ページ
前文		1
<b>第1章 総則</b>		
第1条	目的	3
第2条	定義	4
第3条	最高規範性	5
<b>第2章 自治の基本理念及び基本原則</b>		
第4条	基本理念	5
第5条	基本原則	5
<b>第3章 自治の主体</b>		
<b>第1節 市民等</b>		
第6条	市民等の権利	6
第7条	市民等の責務	6
<b>第2節 市議会</b>		
第8条	市議会の役割及び責務	7
第9条	市議会議員の役割及び責務	7
<b>第3節 市長等及び職員</b>		
第10条	市長等の役割及び責務	8
第11条	職員の責務	8
<b>第4章 市政運営の原則</b>		
第12条	市政運営の基本原則	9
第13条	総合計画	9
第14条	財政運営	9
第15条	行政評価	10
第16条	審議会等の運営	10
第17条	市民等からの意見聴取	11
第18条	説明責任	11
第19条	行政手続	11
第20条	危機管理	12
第21条	職員通報制度	12
第22条	情報の公開	13
第23条	個人情報の保護	13
<b>第5章 協働によるまちづくり</b>		
第24条	地域自治活動	13
第25条	市民活動	14
第26条	協働によるまちづくりの推進	15
<b>第6章 住民投票</b>		
第27条	住民投票	16
<b>第7章 広域連携及び交流</b>		
第28条	広域連携及び交流	16
<b>第8章 条例の検証及び見直し</b>		
第29条	条例の検証及び見直し	16

## 前文

掛川市は、海と山と街道がつながる豊かな自然に恵まれた日本有数の茶産地であり、市内には旧東海道宿場町や城下町としての多くの歴史資産が残る文化の香り豊かなまちです。そして、先人の先見性や叡智を礎に、全国に先駆けた生涯学習による市民力、地域力及び文化力により発展してきました。

私たちは、この風格あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

今、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方都市には、市民主体の新しいまちづくりへの変革が求められています。

これからの時代、私たち市民に求められることは、自ら行動することや互いに信頼し、役立ち合うことです。これらがうまくかみ合い機能してはじめて、市民主体による協働のまちづくりが進展します。これは、市民自らの意思でまちづくりに参加し、市とともにみんなで支え合う「新しい公共社会」への発展にほかなりません。

このような流れが円滑に進み、成熟した社会になるためには、市民と市がこれまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」、「自助・共助・公助の精神」を根幹に、人づくりやまちづくりのあるべき姿についての考え方を共有する必要があります。

そこで、私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市民と市が協働して、このまちを成長させながら、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造することを決意し、ここに本市における市民自治によるまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

## 【解説】

この自治基本条例の前文は、現在の掛川市をさらに成長させ、成熟した社会を構築するために、市民主体のまちづくりの実現に向けた決意を表明しています。

第一段落は、豊かな自然環境など掛川市の特色、生涯学習によって発展してきた状況を述べています。

第二段落は、生涯学習により培ってきた現在の掛川市の都市格をさらに発展させながら、次世代に引き継ぐことを述べています。

第三段落は、市民生活を取り巻く環境の変化に対応し、掛川市において、新しいまちづくりへの取り組みが求められていることを呼び掛けています。

第四段落は、これからの時代の私たちに求められる二つのことを述べています。一つ目は、人任せにせず、自ら行動すること、二つ目は、相互依存を肯定的に捉え、互いに役立ち合うことです。市民の手による新しいまちづくりは、これらがうまくかみ合うことで進展し、それが新しい公共社会による価値観などの変化であることを述べています。

第五段落は、市民自らの意思により公共を分かち合うという意識の変化が円滑に行われ、成熟した社会になるためには、これまで培ってきた報徳精神や生涯学習の理念、自助・共助・公助の精神が根幹となることを述べています。特に、生涯学習運動による人づくり・まちづくりは、現在の地域活動や市民活動などに成果となって表れています。今後、さらにまちづくりを進めていくためには、まちづくりの主体である市民と市が、まちづくりに関する基本的な考え方や規範などを共有する必要があることを述べています。

第六段落では、市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市民と市が協働して、現在の掛川市をさらに成長させるべく、「希望がみえるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造することを決意して、この条例を本市における市民自治によるまちづくりの最高規範として制定することを述べています。

## 掛川市生涯学習都市宣言（平成19年12月21日制定）

- I 掛川市民は  
少しでも多く幸せを実感するために  
健康で生甲斐をもって生きていくために  
いろいろな職業や  
コミュニティー活動、文化・スポーツを通じて  
自分は何だ、お互いは何をなすべきかと  
いつも問いかけ合いながら  
一生涯学びつづけていこう
- II 掛川市は  
志の高い田園都市となるために  
農業を抱え込んだ  
緑あふれる都市となるために  
多様な施策メニューをもつ  
福祉・レクリエーション都市となるために  
掛川市全域を美しい公園や  
大学キャンパスのようにして  
お互い、生甲斐を  
引き出し合い連携する都市を創ろう
- III 掛川市民と掛川市は  
後代への責任を果たすために  
環境を守り行財政を計画的に運営し  
みんなで、風格ある人間、愛情ある家庭  
村格ある地域、都市格ある掛川市をめざし  
海と山と街道と報徳の掛川学をじっくり  
展開していこう  
そしてゆったりした豊かな生涯学習社会を  
構築していこう
- IV 以上、このようなことが  
健康長寿と安心・安全を得るために  
極めて大切なことだと思うので  
生涯学習都市を宣言し実践しよう

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、掛川市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民等、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営及び協働によるまちづくりの基本原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### [解説]

この項目は、条例の目的を規定しています。

この条例の目的は、「市民自治によるまちづくり（第2条(5)に規定）を実現すること」です。そのために、この条項では、2つのことを明らかにして、2つのことを定めることとしています。

明らかにすることは、掛川市における自治の基本理念と基本原則です。

定めることは、まちづくりの主体である市民等（第2条(1)に規定）、市議会、市長等（第2条(2)に規定）の役割や責務と、市政運営及び協働によるまちづくりに関する基本原則です。

「市民自治」とは、市民等が、地域課題の把握から解決までの方策を検討し、その実践を自ら又は市政への参画（第2条(3)に規定）や協働（第2条(4)に規定）により行うなど、市民等の活動や行政が行う活動によって、自ら治める社会のことをいいます。その社会によるまちづくりの実現をこの条例の目的としています。

また、掛川市における市民自治によるまちづくりは、生涯学習都市宣言の理念に基づく市民力の向上（人材育成）の考え方を根幹としています。（図1参照）

**【図1】市民自治によるまちづくりのイメージ図**



(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 参画 市の施策の立案、実施及び評価の各過程に市民等が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責任を自覚し、互いの自主性及び自立性を相互に尊重しながら、対等な立場で連携を図り、又は協力することをいう。
- (5) まちづくり 市民等が幸せに暮らせるまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

[解説]

この項目は、本条例に使われている用語のうち、特にその意味を共通認識しておきたい用語の意味について規定しています。

(1)市内に住所を有する個人と法人に加えて、まちづくりに関する活動を行う市内の自治区や市民活動団体(NPO法人、ボランティア団体等)を市民と位置づけています。また、市内で働き、学び、まちづくりに関する活動を行う市外の個人・法人等を含めて、「市民等」と規定しています。

まちづくりは、市内に居住する人々だけではなく、多様な人々が力を合わせて実践していく必要があります。このため、まちづくりを行う人々を総称して「市民等」と規定しています。

(2)「市長等」は、地方自治法で規定されている執行機関のことをいいます。なお、市長には、市を統轄し市を代表するという意味と、いわゆる市の執行機関という2つの意味があります。この条例では、市の代表者としての役割や市長のみに与えられている権限に基づく規定では「市長」を使用しています。

なお、この条例において、地方公共団体としての掛川市を示す必要がある場合には、「市」と表記しています。

(3)「参画」は、市政運営における政策の立案から実施及び評価までの過程において、市民等が主体的にかかわることとしています。このため、「参画」は、一般的に使用する参加とは区別して使用しています。

(4)「協働」とは、市民等と市議会及び市長等が、お互いを尊重し、地域課題の解決や目指すべきまちの姿の実現のために対等な立場で連携や協力をすることで、市民自治によるまちづくりを支えるものとなります。

(5)「まちづくり」は、保健、福祉、環境、産業、教育など市民生活に係るあらゆる分野において市民等が幸せに暮らせるまちを実現するために必要なすべての公共的な活動を定めています。

「すべての活動」とは、行政が行う取り組みだけでなく、市民等が主体的に行う公共的な活動を含む、より広範囲な活動で、まちづくりの総体にかかる活動すべてを言っています。

**(最高規範性)**

**第3条** 市民等並びに市議会及び市長等は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとする。

2 市議会及び市長等は、条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

**[解説]**

この項目は、本条例の位置づけについて規定しています。

この条例は掛川市におけるまちづくりの最高規範として制定するものなので、あらためて条文に規定しています。

第1項は、自治の主体である市民等と市議会、市長等は、この条例に定められた事項を最大限尊重することを定めています。

第2項は、市議会と市長等は、他の条例や規則の制定改廃及び運用について、この条例との整合を図ることを定めています。

**第2章 自治の基本理念及び基本原則**

**(基本理念)**

**第4条** 本市における自治は、市民等が等しく参加でき、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 まちづくりは、掛川市生涯学習都市宣言の理念に基づき、地域の歴史及び文化的な特性を尊重して行われなければならない。

**[解説]**

この項目は、本市における自治の基本理念について規定しています。

第1項は、本市において行われる自治は、市民等のだれもが等しく参加できることを規定しています。さらに、市政運営は国や県との関係において独立し、自主的かつ自立的に行うことを定めています。

第2項は、各地域のこれまでの歴史や文化を市民等、市議会、市長等が尊重し、生涯学習都市宣言の理念に基づいて、まちづくりを行うことを定めています。

**(基本原則)**

**第5条** 本市における自治は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 情報共有の原則 市民等並びに市議会及び市長等がまちづくりに関する情報を相互に共有すること。

(2) 参画の原則 市民等の参画の下で市政が行われること。

(3) 協働の原則 協働によるまちづくりを推進すること。

**[解説]**

この項目は、3つの基本原則を規定しています。

(1)は、情報共有の原則を定めています。

まちづくりに関する情報は、市民等共有の財産です。この原則により、市議会及び市長等は、意識的かつ積極的に、市民等に対して情報を提供することが必要です。また、市民

等から発信される情報(質問・意見・要望等)についても、しっかりと把握し、お互いに情報を共有する必要があります。

(2)は、参画の原則を定めています。

まちづくりの主体である市民等の参画により、市政運営が行われることが定められています。これを踏まえて市民等が市政に主体的に関わり、その下で市政運営が行われる必要があります。

(3)は、協働の原則を定めています。

多様な市民ニーズや公共的課題を解決するために、市民等、市議会、市長等が、お互いを尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力する「協働」により、まちづくりを推進することを定めています。協働の根底には、自助・共助・公助に通ずる考え方があります。

### 第3章 自治の主体

#### 第1節 市民等

##### (市民等の権利)

**第6条** 市民等は、まちづくりの主体であり、年齢、性別等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民等は、知る権利の理念に基づき、市政に関する情報の公開を請求する権利を有する。

##### [解説]

この項目は、市民等の権利を規定しています。

第1項は、市民等はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有していることを定めています。

市民等には年齢や性別の違い、国籍、信条、社会的身分、経済状況の違いなどさまざまな立場の方がいますが、平等な立場でまちづくりに参加する権利があります。また、まちづくりへの参加や協働は強制されるものではなく、参加や協働しないからといって不利益を被るものではありません。

第2項は、基本原則の「情報共有の原則」を前提として、市民等が市政情報に関する情報公開請求権を有していることを定めています。「知る権利」とは、市民等がその必要とする情報を、妨げられることなく自由に入手できる権利をいいます。関連する条例として、「掛川市情報公開条例」があります。

##### (市民等の責務)

**第7条** 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、総合的な視点に立ち、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、相互に意見及び行動を尊重し合うものとする。

##### [解説]

この項目は、「第6条(市民等の権利)」と関連する項目で、「第4条(基本理念)」に基づき、市民等がまちづくりに参加する際の責務を定めています。



## 第2節 市議会

### (市議会の役割及び責務)

**第8条** 市議会は、市の議決機関であり、市長等に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるものとする。

3 市議会は、議会活動について積極的に市民等に情報発信するとともに、開かれた議会運営に努めるものとする。

#### [解説]

この項目は、住民の信託を受けた、議会の役割と責務に基づく意思決定機関である市議会の役割と責務について規定しています。市議会は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置づけられており、地方公共団体の意思決定を行う「議決機関」機能と、市長等執行機関の監視を行う「監視機関」機能を持っています。

第1項は、地方自治法で規定されている議会の代表的な権限を定めています。議決機関としての議決要件とは、条例の制定又は改廃、予算の定めや決算などがあげられ、市議会が議決することで市の意思決定を行う機能を持っています。

また、市議会は市長等による市政運営が適正に行われているかの「監視機関」としての機能を持っています。地方自治法が、市議会が監視権を持つ根拠となっています。

第2項は、市民等の意思を市政に反映していくために、地方自治法を根拠として、積極的な調査研究等により政策形成機能が充実するような市議会活動が求められていることを定めています。

第3項は、「開かれた議会運営」を目指して、透明性の確保や市民等の参加の仕組みの活用により、市民等に開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

### (市議会議員の役割及び責務)

**第9条** 市議会議員は、市議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市議会議員は、まちづくりについての自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、政策形成及び市議会の運営に適切に反映させるよう努めるものとする。

#### [解説]

この項目は、市議会を構成し、住民の代表である市議会議員が果たすべき役割及び責務について規定しています。

第1項は、「第8条（市議会の役割及び責務）」で定めた事項を実現するため、住民の代表者として市民等の全体の利益を意識した活動を行うことを定めています。

第2項は、市議会議員活動を通じて、自らの考えを市民等にわかりやすく説明するとともに、様々な立場の人から意見を聴き、政策の立案や議会運営に反映するための努力をしなければならないことを定めています。

### 第3節 市長等及び職員

#### (市長等の役割及び責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、市政の運営に適切に反映させるものとする。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる専門知識及び能力を有する市の職員（以下「職員」という。）の育成を図るものとする。

4 市長等は、相互に連携を図り、一体として、市政運営に当たるものとする。

#### [解説]

この項目は、住民から直接選挙によって選ばれた、市の代表者である市長の役割と果たすべき責務について規定しています。

第1項は、掛川市の代表者として、総合的な視点に立って市政運営を行うことを定めています。

第2項は、市民等の意見を市政運営に反映させることについて定めています。

第3項は、市長は、職員の人材育成に取り組み、高い政策形成能力等、職員個人の能力向上につながる施策を行うことを定めています。

第4項は、市長をはじめ、市の執行機関同士が連携しながら市政運営をすることを定めています。

#### (職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとする。

#### [解説]

この項目は、市長の補助機関である職員の果たすべき責務を規定しています。

第1項は、職員は、一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者として法令を遵守し、市民等の思いや地域の声を正面から受け止め、市民等全体の立場に立って公正、平等、誠実に職務に取り組むことを定めています。さらに、地域にあっても、市職員としての自覚を持ち、まちづくりに積極的に参加する必要があります。

第2項は、職員は、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、まちづくりの推進のために、自ら必要な知識や技術等を身につけるなど、自己研鑽の規定を定めています。

## 第4章 市政運営の原則

### (市政運営の基本原則)

**第12条** 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとする。

#### [解説]

この項目は、市長等がそれぞれの権限と責務を踏まえ、市政運営のあるべき形として、効率的かつ公正で透明性の高い市政運営を行わなければならないことを規定しています。

また、「自治体経営」の考え方の下、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立った市政運営を行うことを定めています。

### (総合計画)

**第13条** 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう、定期的に検討を加えるものとする。

#### [解説]

この項目は、掛川市における総合的・長期的かつ計画的な市政運営を行うために定める総合計画の策定について規定しています。

第1項は、地方自治法改正(平成23年5月2日)により、総合計画の策定義務はなくなりましたが、市政運営における最上位計画となる総合計画を策定することを定めています。また、市長は基本構想を策定するに当たり、「議決機関」である市議会の議決を経てから、総合計画を策定することを定めています。

第2項は、総合計画の策定や見直しには、社会状況の変化や市民等からの要望などに基づく行政需要に対応するために定期的な検討の義務化を定めています。

### (財政運営)

**第14条** 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるものとする。

3 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民等に分かりやすく公表するものとする。

#### [解説]

この項目は、財政運営に関する規定をしています。

第1項は、健全な財政運営を行うためには、総合計画や中長期的な視点を持ち、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行に努めなければならないことを定めています。

第2項は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう適切な管理が必要であると定めています。

第3項は、予算の編成、執行、決算など財政運営に関する情報の公表については、工夫を凝らしながら市民等にわかりやすい資料を作成し、公表していくことを定めています。具体的には、「掛川市財政事情の公表に関する条例」に基づき公表することとなります。

#### (行政評価)

**第15条** 市長等は、政策、施策及び事務事業の成果及び達成度を明らかにするとともに、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させるものとする。

3 市長等は、市民等が参画する評価の方法など、市民等の視点に立った行政評価の方法を取り入れるよう努めるものとする。

#### [解説]

行政評価の趣旨は、市政運営におけるP D C Aサイクル※を理解し、評価を通じて常に業務の改善に結びつけていこうとするものです。

この項目は、行政が行う様々な施策等の成果・達成度を明らかにし、その内容を公表し、市政運営（総合計画等）に反映させることについて規定しています。

第1項は、市政運営における政策、施策及び事務事業の成果・達成度の行政評価を行い、「情報共有の原則」により、その内容を公表していくことを定めています。

第2項は、行政評価の結果を尊重し、評価内容を適切に市政運営に反映させることを定めています。

第3項は、市民等も参画する行政評価の仕組みを取り入れる努力義務を定めています。

※ P D C Aサイクルとは、P（Plan:計画）D（Do:実行）C（Check:評価）A（Action:改善）という4つのサイクルで管理することにより、業務を継続的に改善することをいいます。

#### (審議会等の運営)

**第16条** 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 審議会等は、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するものとする。

#### [解説]

この項目は、審議会等における人選及び審議会等で議論された内容の情報公開について規定しています。

第1項は、審議会等の委員の選任については、「参画の原則」により、法令の定めや正当な理由がある場合を除いて、委員の公募を行い、幅広い層から選任することを定めています。

第2項は、「情報共有の原則」から、審議会等の内容は、個人情報に伴うなどの正当な理由がある場合を除き、原則として公開することを定めています。

**(市民等からの意見聴取)**

**第17条** 市長等は、市の基本的な計画を決定し、又は重要な条例等を制定改廃しようとするときは、市民等から意見を聴くものとする。

**[解説]**

この項目は、市の基本的な計画を策定する場合や、重要な条例等を制定改廃する場合は、市民等から意見聴取（パブリックコメント等）を行うことを規定しています。

重要な条例等とは、市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例のほか、直接、市民生活、地域自治活動、市民活動、等に重大な影響を与える条例、規則及び告示や行政指導に係る要綱などを制定、改正及び廃止する場合などが想定されます。

**(説明責任)**

**第18条** 市長等は、市政に関する事項について、市民等に分かりやすく説明するとともに、市民等からの市政に対する質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。

**[解説]**

この項目は、市民等からの意見、要望等の取り扱いについて、市長等の説明責任及び意見聴取後の対応について規定しています。

市長等は、市民等の「知る権利」の観点から、市政についてわかりやすい説明をするとともに、市民等からの意見等に対して迅速かつ誠実に対応することを定めています。

**(行政手続)**

**第19条** 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を定めるものとする。

**[解説]**

この項目は、市長等が行う許可、認可、処分、指導、届出の手続きに関するルールを定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。

なお、行政手続の詳細については、「掛川市行政手続条例」の規定に基づき行われることとなります。

### (危機管理)

**第20条** 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。

2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。

#### [解説]

この項目は、不測の事態に備え、市民等の生命財産を守る危機管理体制の整備と市民等の努力規定について定めています。

第1項は、市長等は、①災害等からの市民等の安全安心の確保、②危機管理体制の整備、③市民等及び関係機関との相互支援を図ることを定めています。

第2項は、市民等は、自らも緊急時に備え、日頃から安全確保に努めるとともに、災害発生時には、相互に助け合う努力規定を定めています。

なお、「災害等」は、主として自然災害を指していますが、人的災害を含む広義なものとしています。

### (職員通報制度)

**第21条** 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市長等は、職員通報制度に関する体制を整備するとともに、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

#### [解説]

この項目は、市政運営に関わる是正対象行為について、職員から行われる通報制度の整備及び保護されるための体制について規定しています。

第1項は、職員が、違法又は不公平な行政執行、市民等の信頼を損ねるような行為を知ったときは、速やかにその事実について、職員通報制度（公益通報）を管轄する部署に通報しなくてはならないと定めています。

第2項は、平成18年に施行された「公益通報者保護法」に基づき、公益のために通報を行ったことを理由に通報者が不利益な取り扱いを受けないように、市としての体制の整備を求めるものです。

市では、平成21年9月に「掛川市の行政機関に対してなされる公益通報の処理等に関する要綱」（外部通報制度）及び「掛川市内部通報の処理等に関する要綱」（内部通報制度）を制定し、内部通報、外部通報に対する体制の整備を行っています。

**(情報の公開)**

**第22条** 市議会及び市長等は、市民等の市政についての知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

**[解説]**

この項目は、市の保有する情報の公開について規定しています。

「掛川市情報公開条例」の根拠となり、詳細については同条例の定めるところによります。

**(個人情報の保護)**

**第23条** 市議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

**[解説]**

この項目は、市の保有する個人情報について、市議会及び市長等が適正に取り扱わなければならないことを定めています。

「掛川市個人情報保護条例」の根拠となる規定です。詳細については同条例の定めるところによります。

**第5章 協働によるまちづくり**

**(地域自治活動)**

**第24条** 自治区（市内の一定の区域に住所を有する者（以下この項において「住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体で公共的活動を行うものをいう。以下同じ。）は、住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、その区域における公共的課題の解決に努めるとともに、相互に連携を図りながらまちづくりを推進するものとする。

2 地区（複数の自治区により組織される団体をいう。以下同じ。）は、まちづくりに関する計画を策定し、その区域内における公共的課題について調整を行い、解決を図るとともに、市と連携を図りながらまちづくりを総合的に推進するものとする。

**[解説]**

この項目は、地域における自治活動の基本的な考え方について述べています。

第1項は、自治区は住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、住民目線のまちづくりを推進するために、自治区内の公共的な課題の把握から解決に向けた活動を行う努力規定を定めています。平成24年10月1日現在掛川市には、201の自治区があります。（なお、自治区によっては、さらに小さな単位の小区により構成される自治区もあります。）

また、自治区は、地区内の調整や連携による効果的な活動を行うために、地区内の区長や小区長により組織される、地区区長会を設置し、自治区相互の連携を図りながらまちづくりを推進することも定めています。

なお、地区区長会は、全市統一的又は周辺地区との調整や連携による効果的な活動の推進を図るために、全市域の地区区長会長により組織される掛川市区長会連合会を設置することができます。

第2項は、複数の自治区で組織される地区が、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会等の地区内各種組織と連携して、区域内の公共的課題を取りまとめ、住民の意思や市等との協議により、まちづくりに関する計画を策定することについて定めています。

市内には32地区があり、地区の区域は、概ね旧村や小学校の通学区域に相当する区域をいいます。

なお、地区内の公共的課題の解決を住民の視点で考えたまちづくりに関する計画の策定については、別に定める（仮称）まちづくり協働推進条例を根拠として規定されます。

### （市民活動）

**第25条** 市民活動団体等（市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人で、営利を目的とせずに活動するもの（自治区及び地区を除く。）をいう。以下同じ。）は、自主性及び自立性に基づき活動を行うとともに、広く市民等に関かれた組織体制を整備するよう努めるものとする。

#### 〔解説〕

この項目は、市民活動の基本的な考え方を述べています。

市民活動団体等とは、平成19年4月策定の市民活動基本指針の定義より、「①市民の自主性・自立性に基づく活動、②多くの人々が幸せに生きていくために必要で公益性がある活動、③営利を目的としない活動、④全ての市民に関かれた活動、⑤継続的に行われる活動、⑥宗教活動や政治活動、選挙運動を目的としない活動」を行う団体又は個人のことをいいます。

市民活動団体等は、自主性及び自立性に基づいた活動を行うために、人材及び活動資金の確保が求められることはもとより、多くの市民参加を得るために、自らの活動内容をわかりやすく情報公開し、市民等に活動内容を理解してもらい、参加してもらうことも重要であることを定めています。

なお、その推進にあたっては、新しい市民活動の仕組みとして、総合計画等のテーマごとに活動している市民活動団体等及び市担当課は、課題解決方法を協議することや、さらに、テーマの枠を超えて市全体として協議や議論をする必要があるものについては、それぞれの関係者が協働のありかたについて協議する場（（仮称）市民活動連絡会）を設置することが望ましいと考え、具体的な事項を（仮称）まちづくり協働推進条例で規定していきます。



### (協働によるまちづくりの推進)

**第26条** 市長は、地域力を高めるとともに、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織（自治区及び地区をいう。以下同じ。）及び市民活動団体等に対し、その自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。

2 市長は、まちづくりにおける課題に総合的に取り組むため、地域自治組織、市民活動団体等及び市で構成する会議を開催することができる。

3 市長等は、まちづくりに関する活動の促進を図るため、その活動を担う人材の育成に必要な環境の整備に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### [解説]

この項目は、協働によるまちづくり活動の推進について規定しています。

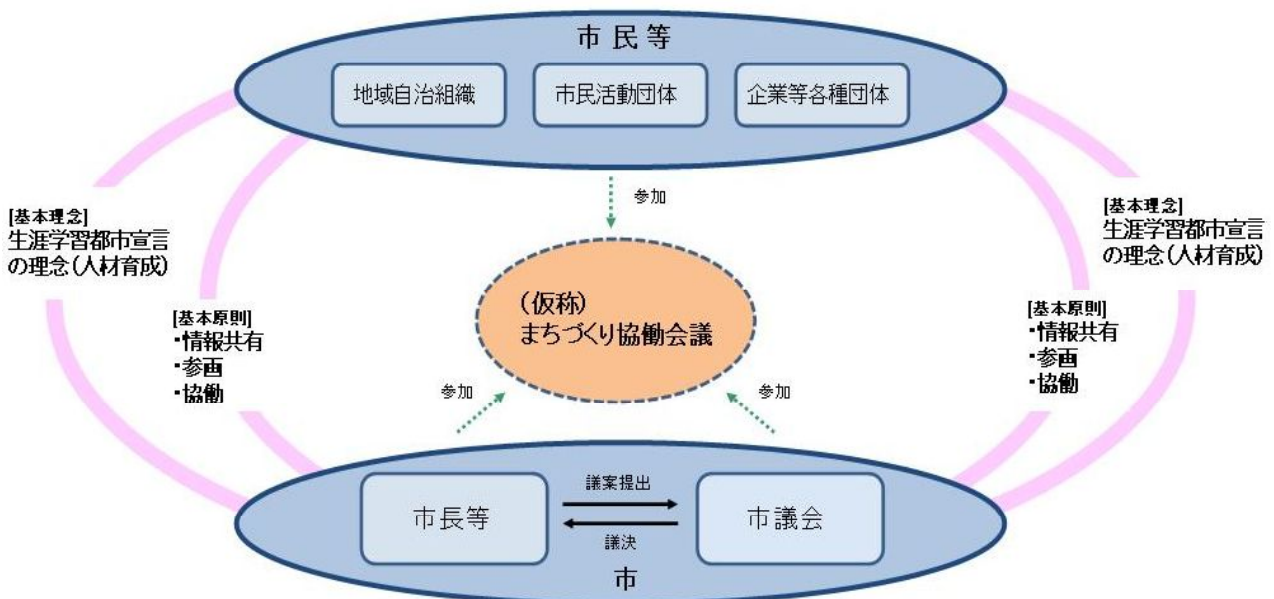
第1項は、市長は、市民等がより豊かな生活を享受するために、それぞれの主体（地域自治組織、市民活動団体等）の活動・役割を尊重し、参加しやすい仕組みの整備とその仕組みがうまく機能する財政支援、人材育成など、必要な支援をすることを定めています。

第2項は、市民等と市が協働で課題解決の方法を議論する場（公助における各主体の役割・責任分担等を協議する場）づくりが必要であるため、例えば、まちづくり協働会議が設置できることを定めています。（仮称）まちづくり協働会議【図2】の参加者は、市議会、市の機関、区長会、市民活動団体、その他関係団体等を想定しています。

第3項は、市長等は、まちづくりを担う人材の育成に必要な仕組みづくりに努めることを規定しています。これにより、地域自治活動や市民活動等において、人材育成を意識したまちづくりが展開されることを目指します。なお、人材育成とは、大人だけでなく、次世代を担う子どもたちの育成も含めた考えとしています。

第4項は、協働によるまちづくりの推進に関する具体的な事項は別に定める（仮称）まちづくり協働推進条例で規定していくことを定めています。協働によるまちづくりを行う根幹には、掛川市生涯学習都市宣言の理念（人材育成）の考え方があります。

【図2】（仮称）まちづくり協働会議のイメージ図



## 第6章 住民投票

### (住民投票)

**第27条** 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市内に住所を有する個人（以下この条において「住民」という。）の意思を確認するため、住民、市議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

### [解説]

この項目は、市政に関する重要事項について、住民に対し直接その意思を問う住民投票を実施することができることを規定しています。

第1項は、市長は、住民、市議会、市長の発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができることを規定しています。

第2項は、住民投票の結果は市議会や市長を拘束するものではありませんが、その結果を尊重するよう努めることを定めています。

別に定める条例とは、常設型の住民投票条例としています。なお、投票資格者、請求手続きその他住民投票を実施するために必要な事項についてはさらに検討していく必要があります。

## 第7章 広域連携及び交流

### (広域連携及び交流)

**第28条** 市は、まちづくりの課題の解決を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民等及び市は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、国外の都市との交流に努めるものとする。

### [解説]

この項目は、国及び地方公共団体との連携、海外の都市等との交流について規定しています。

第1項は、まちづくりの課題解決を行うに当たり、掛川市単独では解決困難な場合、必要に応じて国及び他の地方公共団体などとの連携を行うことについて定めています。

第2項は、国際的な視野に立ったまちづくりを行うに当たり、姉妹都市をはじめとした国外の都市との交流について定めています。

## 第8章 条例の検証及び見直し

### (条例の検証及び見直し)

**第29条** 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況について検証を行うものとする。

2 市長は、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、市民等の意見を適切に反映するための必要な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

この項目は、自治基本条例の実効性の確保と見直しについて規定しています。

第1項は、この条例の運営状況について4年を超えない期間ごとに検証することを定めています。自治基本条例は、市の最も尊重すべき条例であるため、内容が時代遅れのものとなっていてはいけません。「4年を超えない期間」とは、市長や市議会議員の任期に合わせ、任期中に1回は見直しが行われることを担保にするため、このように規定しています。

第2項は、市長は、検証の結果や社会情勢等の変化により、改正が必要と判断された場合、この条例を速やかに見直すことを定めています。

第3項は、この条例を見直すに当たり、市民等の意見も取り入れるための手続きをとり、適切に反映することを定めています。